

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	公園緑地課
委 託 業 務 名	瀬田公園維持管理業務
委 託 業 務 場 所	大津市一里山六丁目
概 要	園内清掃 パトロール(上長尾池及び下長尾池の水位についての連絡調整を含む)
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	8 0 6 , 4 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市大萱二丁目 1 8 番 3 1 号 南大萱会館内 〔名 称〕 瀬田南大萱町地域活性化推進会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	瀬田公園は地元住民及び南大萱財産区の協力のもと、南大萱財産区の財産である公園敷地の大部分を市が無償で借地し、市南部のスポーツ・レクリエーション活動の拠点公園の一つとして整備された。 瀬田南大萱町地域活性化推進会は、地元の各地区代表によって構成された団体で、財産区財産の管理事業を行っている。よって、大津市入札・契約マニュアルの随意契約できる類型③ア（特定の土地・施設等を所有又は管理している者と契約する場合）に該当することから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約を行う。
根 拠 規 程	地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 （ 2 ）不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。